

指定管理者の指定議案の概要

—平成27年12月定例会—

目 次

議案第 128 号	盛岡市産業支援センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	1
議案第 129 号	盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について……………	3
議案第 130 号	白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	5
議案第 131 号	石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について……………	7

を、平成25年6月から平成26年2月まで受託している。

岩手県においては、平成14年から盛岡市に岩手事務所を構え、成長意欲の高いベンチャー企業を支援する「いわてインキュベーションファンド」「いわてインキュベーション2号ファンド」を運営。平成24年からは起業家を支援する「もりおか起業ファンド」の運営を行っている。

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	フューチャーベンチャー キャピタル株式会社	667.2点	395.6点	59.29%	16,143,000円	16,143,000円
2	A		316.0点	47.36%		16,123,000円
3	B		301.1点	45.12%		15,984,000円
4	C		296.5点	44.43%		16,140,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ いずれもこれまでの活動実績を生かした提案であり、評価できる点を備えていた。
- ・ 指定管理者候補者となった団体は、起業家をはじめ、企業の育成、経営支援に関し豊富な経験を有し、異なる専門を持つ複数のインキュベーションマネージャーによる支援体制など、創業者のステージに応じた的確な指導が期待できる点が高く評価された。

議案第 129 号

盛岡市改良住宅等の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成27年 7月15日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月21日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月24日	申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
7月27日～8月26日	公募期間
9月3日	審査の実施

2 選定対象施設

(1) 名称	改良住宅等（改良住宅，地区施設，市営住宅，共同施設，コミュニティ住宅及び関連施設）
(2) 位置	市内23団地 住宅戸数 2,670戸（平成27年3月現在）
(3) 新規・再指定の別	再指定
(4) 指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）
(5) 指定管理料の有無	有
(6) 利用料金制	不採用
(7) 公募・非公募の別	公募

3 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 株式会社 寿広
- ・ 代表者名 代表取締役 北 田 泰
- ・ 所在地 盛岡市南大通二丁目8番1号

(3) 候補者の主な業務内容

ビルメンテナンス事業，セキュリティ事業，ジュウエルマネジメント事業，
ダストコントロール事業，サニテーション事業，アウトドア事業

(4) 候補者の実績

市営住宅指定管理者（盛岡市，花巻市，北上市，大船渡市，陸前高田市，宮古市）
盛岡市高松公園指定管理者，一関市真湯温泉センター，雫石町憩いの家指定管理者，

東北電力関係施設管理運営，分譲マンション 2,300戸，賃貸マンション 1,000戸
駐車場管理 260戸ほか

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
株式会社 寿広	640.0点	526.7点	82.29%	92,274,000円	92,227,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 指定管理者候補者となった団体の提案内容は、審査評価表において「設置目的に合致した管理運営に係る基本方針の策定」など7つの大項目において、概ね全ての項目で高い評点が付いており、県内他市における指定管理業務の受託状況や、これまで行ってきた盛岡市の市営住宅指定管理業務の実績から、候補者としてふさわしいものと判断された。

議案第 130 号

白沢地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 審査までの経過

平成27年 7月30日	仕様書等の配布開始
8月 1日～8月31日	募集期間
9月 9日	審査の実施

2 審査対象施設

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 名 称 | 白沢地区コミュニティセンター |
| (2) 位 置 | 盛岡市玉山区玉山字宮前84番地 5 |
| (3) 新規・再指定の別 | 再指定 |
| (4) 指定期間 | 平成28年 4月 1日～平成37年 3月31日（9年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 非公募 |
- (非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

3 申請の状況及び審査結果

(1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 白沢自治会
- ・ 代表者名 会長 米 島 博 悦
- ・ 所在地 盛岡市玉山区玉山字宇峠19番地 1

(3) 候補者の主な業務内容

- ア 保健衛生，防火，防犯，交通安全に関すること。
- イ 体育レクリエーション，教育文化に関すること。
- ウ 産業振興，生活環境の整備に関すること。
- エ 白沢地区コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- オ 市の行政推進に関すること。

カ 納税に関すること。

キ その他目的達成に必要な事業（白沢自治会規約第3条）

(4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成20年4月1日から白沢地区コミュニティセンターの指定管理者である。

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
白沢自治会	267.2点	221.3点	82.82%	250,000円	225,600円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 当該施設は、地域密着型の施設で専ら地域住民が多く利用するものであり、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

議案第 131 号

石川啄木記念館の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成27年 7月15日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月24日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月24日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月24日～8月28日	公募期間
9月8日	審査の実施

2 選定対象施設

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 名称 | 石川啄木記念館 |
| (2) 位置 | 盛岡市玉山区渋民字渋民9番地 |
| (3) 新規・再指定の別 | 再指定 |
| (4) 指定期間 | 平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間） |
| (5) 指定管理料の有無 | 有 |
| (6) 利用料金制 | 不採用 |
| (7) 公募・非公募の別 | 公募 |

3 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 公益財団法人盛岡市文化振興事業団
- ・ 代表者名 理事長 三 浦 宏
- ・ 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 マリオス5階

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市における文化の振興を図り，もって市民の心豊かな生活の実現に寄与することを目的とした法人であり，文化会館芸術鑑賞事業，文化会館芸術鑑賞共催事業，文化会館活動事業，博物館施設事業，公民館事業，盛岡市内の文化会館，博物館及び公民館運営事業等を実施

- (4) 候補者の実績

盛岡市民文化ホール，盛岡市都南文化会館・都南公民館，盛岡劇場・河南公民館，盛岡市渋民文化会館・渋民公民館，盛岡てがみ館，原敬記念館，盛岡市先人記念館，石川啄木記念館の指定管理

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	公益財団法人 盛岡市文化振興事業団	683.2点	457.2点	66.92%	22,578,000円	22,303,080円
2	A		315.3点	46.15%		20,868,840円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 両者とも意欲が高く、施設の指定管理に対する熱意を感じた。しかし、施設の管理や運営について、考え方に差が感じられた。
- ・ 指定管理者候補者となった団体は、現在の指定管理者であり、市が運営する前よりも雰囲気良く、職員のやる気を感じられる。また、施設運営や管理能力についても安心できる。